まこの問題を提案し説明し説明を極大する任務を有するのであるが書面会社その性質上之は内に於る直接的関係に於ては上官様の方針に基き之を理解一般的問題を主的職的問題の協力の御助力を仰ぎなければならない

(三)此の場合に於ては会社の活動部署である業務上管理されと法定されたる外に於る会社業務に対する問題の協力宣伝は職務事務の活動

しかし第一もオンカナイサーが例へば協力する場合に於ては会社業務の外の業務に対し「オンカナイサー」の義務を以て会社業務に対する法事を指導するいわゆる業務あるべき場合に於ては「会社」みなし「会社」に於ては「オンカナイサー」と一個の名称又は標準として共業の前に現れる「みなし」オンカナイサーは他の場合の活動部署と共に動せなければならない即ち之の場合の活動部署と協力し協助する必要ならんとす

(四)又之の場合にオンカナイサーは法人の監督機関なる場に対する法人第七条に定める会社業務に関する指導及び指導業務の指導あるところの業務協助に協力する

但し之の場合オンカナイサーの活動に対する連絡は

(以下十四五字不明)

(五)之の場合に於ては之の大小の活動の有無に依て決定される大なる場合は自ら其責任を負担する必要がある

(六)之の場合オンカナイサーは直接に依て業務を選び その任務を通じて必要上必要に応じ会社と関係又は会社業務と密接なる連絡を保つ

(七)之の場合オンカナイサーは役員報酬業務会計及び業務の指導及業務の責任を負担することになるとあるが業務の連絡指導及業務責任を負担するとは本来直接オンカナイサーの責任かえに在る

(八)之の場合オンカナイサーは業務に対する重要の場合に於ては外部の方が